

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	20	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
------	----	------	--------------	------	------

提案事項(事項名)

電源立地地域対策交付金の申請事務の簡素化

提案団体

南砺市

制度の所管・関係府省

文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的な内容

複数事業を一括で記載できる様式で申請できるようにするなど申請書類の簡素化すること。
また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えない変更であれば、国への協議を不要とするなど軽微な変更の範囲を見直すこと。
更に市の財産(市道、公園)の整備に関する各府省への協議については必要なものに限ること。

具体的な支障事例

複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。また、事業ごとに独立した申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担である。
現在は、個別事業について主務大臣の審査、決定を受けているが、審査に時間を要することが多く、事務に支障をきたしている。変更の協議においても同様で、軽微な変更において、他の補助金では変更協議を要しない額の変更であっても、本交付金では、変更協議をするなど、事業の執行にも支障をきたす場合もある。
また、文部科学省、経済産業省以外が所管する公共用施設についても、申請にあたり所管庁の協議も必要となっており、協議先が増えることで、申請事務に時間を要している。
以上を踏まえ、申請等の事務について、申請及び変更協議等の手続きに時間を使つたため、変更協議の要否を含め、事務の簡素化を求めるもの。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個別事業の審査時間、資料作成時間が省略できることから、事務効率の改善を図ることができ、対象地域での速やかな事業の実施が可能となる。

根拠法令等

電源立地地域対策交付金規則第17条、18条、19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、京都市、兵庫県、大分県、宮崎県、宮崎市

○複数の事業を実施する場合に、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならず、また、大量の紙資料の提出を行わなければならない。また、事業ごとに申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担となっている。

○当県においては、各市町村から提出された申請書をもとに、事業開始月毎に経済産業省用に新たに申請書を作成し、その都度押印する必要があるなど、事務処理に手間や膨大な紙資料作成を強いられている。特に、全国でコロナ感染拡大防止のため宅勤務体制となる中、交付申請書等の押印のために出勤をせざるを得ないなど、事務手続きにおいて負担が大きいものとなった。また、申請前には、経済産業省以外が所管する公共用施設の整備については、所管庁の協議も各県で個別に必要となっており、協議先が増えるほか、申請書とは別に協議用の資料作成が必要となるなど、時間や手間が掛かっている。

○申請書類や計画書、報告書等の資料が膨大となっており、かつ紙資料での提出となっていることから、業務効率化やペーパーレス化の流れに逆行している状況も課題である。

○複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。

○実績報告書の提出にあたり、その添付書類として、支出決定書の写し、契約書の写し、出勤簿の写し、光熱費にかかる証憑書類など、1つの支出に対して膨大な資料が求められており、その複写やチェックに多大な時間と労力を要している。

各府省からの第1次回答

電源立地地域対策交付金は電源立地地域対策交付金交付規則(平成16年2月6日文部科学省・経済産業省告示第2号)においてその様式を定めており、一の申請書で複数の事業の申請を行うことを可能としている。

当初の事業目的を達成でき、交付金事業の交付対象経費の30%未満の変更であれば、軽微な変更として「電源立地地域対策交付金の運用について(通達)(16文科開第951号 平成16・09・24 資庁第3号)」においても国の承認を不要としている。

市の財産(市道、公園等)の整備に関する各省庁への協議の取扱いについては、関係省庁との取り決めにより実施しているため、当該関係省庁と確認・相談してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの1次回答であった、一の申請書で複数の事業の申請を行うことができる運用については了知した。

しかしながら、当市以外の6団体においても、同様の押印事務及び添付資料の添付量が支障として挙がっていることから、関係府省が運用の周知及び活用を促進することで申請事務の軽減を図ることができると考えている。

また、個別事業ごとに提出する膨大な紙資料の作成事務については、審査内容の精査(必要な資料の精査、協議先の精査、申請のオンライン化等)を進めることで軽減が可能であることから、あわせて検討をお願いしたい。「書面・押印・対面」の見直し政府全体で進められている現状において、速やかに実現すべきものと考えている(令和2年7月17日閣議決定「規制改革実施計画」62頁より)。

上記の精査は、同種の事業を行う国土交通省事業 社会資本整備総合交付金の運用を参考とすることで実現が可能と考えている。

軽微な変更の取扱いについては、通達上は関係府省の回答の運用となっているが、実際令和2年度においても、事業目的及び事業数量に変更がなく、かつ金額の増減がない事業について変更申請を求められているケースがあるので、通達に基づき遵守いただきたい。各事業は、国・県等が定める法令及び積算基準、市の例規等の各種法令等に基づくものであり、各種法令等の適用が確認できるのであれば、軽微な変更としても支障はないと考える。

市の財産の整備に関する協議先の精査についても、各種法令等が適用された一定の技術的指針を満たす事業のみが対象事業となっていることから、関係省庁との協議を経なくても交付金事業として適切な事業実施が可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

電源立地地域対策交付金は、国から地方自治体(都道府県、市町村)への直接交付と、国から都道府県を経由し市町村へ交付する間接交付が併存する制度です。提案のありました申請書類への押印については、国に提出する各種申請書類等(交付規則等で提出することとされている申請書類等をいう。)の取扱いについて検討してまいります。

また、直接交付と間接交付が併存する制度であることから、いずれの場合においても、複数事業の一括申請や軽微な変更の運用等、交付金事務の運用について適切な対応がとられるよう、事務委任している経済産業局及び地方自治体への周知徹底を図ることいたします。

市の財産(市道、公園等)の整備に関する各省庁への協議の取扱いについて、農林水産省協議は廃止いたしました。国土交通省協議は、今後、一部書類の簡素化等を検討してまいります。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(4)電源立地地域対策交付金

(i)交付事業に他府省の所管する事業が含まれる場合の事前協議については、以下の措置を講ずる。

・農林水産省への事前協議を廃止する。

[措置済み(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]

・国土交通省への事前協議については、協議手続の効率化及び迅速化を図るため、令和3年度の申請に関するものから、申請書などの提出書類を簡素化するとともに、電子的な手段による提出を可能とし、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

(ii)申請方法については、複数事業の申請を一括で行うことが可能であることを、地方公共団体に改めて通知する。

[措置済み(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]

(iii)当該交付金事業の軽微な変更については、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局に改めて通知する。

[措置済み(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]

(iv)各種申請書類等については、令和2年度中に電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省、経済産業省告示2)を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とする。

(関係府省:文部科学省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化

提案団体

明石市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的な内容

大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること

具体的な支障事例

現行の指定様式では押印が必要とされていることで、本社が東京にある企業などは代表者の印を容易に押印できない場合がある。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では、押印を電子署名に換えることができると言われているが、実際には、電子署名を利用した届出を導入している自治体においても、利用率が低いと聞いている。届出事務は、種類によっては年間数百件受理するものもあり、多量に発生する文書の管理や、集計作業等に非常に多くの労力を要している。

また、当該様式には、「氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」との記載があり、押印に代えて本人署名でも届出が可能であるが、代表者による本人署名は、場合によって、押印を求める以上に時間と労力を費やす場合がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電子メール、クリックボタン、フォーム入力等の活用により、届出事務デジタル化の大幅な推進を図ることができるとともに、届出を行う事業者の負担が軽減される。

年間数百件ある届出事務について、デジタル化により管理・集計事務の負担が軽減される。

根拠法令等

大気汚染防止法施行規則様式第1、第2の2、第3、第3の2、第3の4、第3の5、第4～第6の2

騒音規制法施行規則様式第1～第4、第6～第10

振動規制法施行規則様式第1～第4、第6第10

水質汚濁防止法施行規則様式第1、第2の2、第5～第7、第10、第10の2

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第1、第3～第7

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第1、第2、第5、第7～第9

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第1～第3の4、第6、第8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、宮城県、郡山市、前橋市、埼玉県、千葉市、三鷹市、神奈川県、川崎市、上田市、豊橋市、豊田市、大阪府、岡山県、熊本市、大分県

- 他都道府県に本社を持つ事業者は当県にも多くあり、その中には対象施設を複数持つ事業者も多く、そのような事業者は代表者が年度ごとに替わる例も多く、届出のたびの代表者印押印は一定の負担になっていると考えられる。提出すべき日付の期限に間に合わせるため、苦慮している事業者も見受けられる。書類の信頼性の担保は一定確保されなければならないが、簡素化は制度全体の効率化につながるものと考えられる。
- 当市においても、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法に基づく届出を年間数千件受理しており、その窓口対応及びデータ集計等に多くの労力を要しており、改善が必要であると認識している。法定様式の押印又は署名欄の省略については、届出者の地位や権限の厳格な確認を要するもの以外は、基本的に行政や事業者の事務の負担軽減につながる。
- 当区においても大気汚染防止法等に基づく届出書に関して全て紙による押印を求めているところであるが、本社が遠隔地にある場合には容易に押印できず、届出時の確認作業や文書管理等に時間と労力を要している。
- 当市においても様式の鑑に押印が必要であるため、鑑部分に訂正が生じてしまった場合、代表者の印鑑が容易に得られず、差し替え書類の提出に日数がかかってしまうケースがある。
- 電子署名を利用した届出を一部の届出で導入しているが、利用率が低い状態にある。電子届出が普及することにより、事業者、行政双方の負担軽減が見込まれる。
- 当市においても、本社が東京にある事業者や企業規模の大きな事業者については、代表者の押印が難しいとの申し出が寄せられている。

各府省からの第1次回答

令和2年7月3日に開催された未来投資会議(第40回)において示された「成長戦略フォローアップ案」のとおり、政府は、「原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年内に必要な見直しを行う」ことを予定しており、ご提案の行政手続についても必要な見直しを行っていきたいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市のみならず他都市においても同様の支障が生じていること、また、事業者及び行政双方の負担軽減が見込まれることから、押印及び本人署名を省略することについて、令和2年7月3日に開催された未来投資会議(第40回)において示された「成長戦略フォローアップ案」のとおり、2020年内の早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、押印、本人署名ともに省略することにより、法的義務を負うものによる届出である確認が不十分となることについて懸念を示す意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」のとおり、政府は、「原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年内に必要な見直しを行う」としており、御提案の行政手続についても必要な見直しを行っていきたいと考えています。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(1) 大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、特定工場にお

ける公害防止組織の整備に関する法律(昭 46 法 107)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭 48 法 110)、振動規制法(昭 51 法 64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平 11 法 105)
特定施設設置届出書などの各種届出書類については、令和2年度中に省令を改正し、押印及び本人署名を不要とする。
(関係府省:環境省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

63

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋を回収可能とすること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的な内容

プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できるようにする。

具体的な支障事例

プラスチック製容器包装は比重が軽く、風で簡単に飛散してしまうため、回収する際、回収拠点によって2種類の市指定のビニール袋を使用している。どちらもリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製にも関わらず、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する「容器包装」に当たらないため、また、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「混入していないこと」と規定されているため、職員が破袋して手選別回収し、焼却処分している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市において概算で年間56tものワンウェイプラスチックの削減に繋がるとともに、手選別回収作業の軽減に繋がる。また、令和元年5月に国で定めたプラスチック資源循環戦略の重点戦略にも沿うものである。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条、令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、館林市、川崎市、新潟市、中野市、浜松市、沼津市、豊橋市、稻沢市、京都市、大阪府、八尾市、姫路市、熊本市、竹田市、宮崎市、東根市外二市一町共立衛生処理組合

○当市において、家庭から出る容器包装プラスチックは 45Lまでの透明のごみ袋に入れてごみステーションに排出される。収集後、当該ごみ袋は選別施設において回収され、一部を RPF 燃料としてリサイクルしているが、残りは提案団体と同様に焼却処分している。提案団体が求める措置が実現すれば、当市においてもリサイクル率の向上や焼却・埋立処分量の低減等につながることが期待される。

○汚れの少ないプラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋（大半はレジ袋）は、再商品化ルートに回っている。更にリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製のビニール袋が再商品化ルートに回れば、資源の再利用と残渣の減少に繋がると考える。

○当市では、有料指定袋（ポリエチレン製）でプラスチック製容器包装を分別回収しているが、有料指定袋につ

いては、提案市と同様に、止むを得ず選別・焼却しており、重量で3～4%程度を占めている。この有料指定袋の選別・焼却は、非効率的であることに加え、資源の有効活用や環境負荷の低減(特に温室効果ガスの排出)という観点で好ましくなく、循環型社会推進基本法に規定される基本原則(処理の優先順位)にもそぐわないため、制度改正が必要と考える。

○当市では、これまでレジ袋に入れてプラスチック容器包装が市民から多く排出されていたため、袋も容器包装としてリサイクル出来ていたが、レジ袋の有料化に伴い、市販のビニール袋に入れて排出されることが多くなっている。しかし、市販のビニール袋は法律で規定される容器包装及び特定容器に当たらないため、異物として除去し焼却処分しているのが現状であり、リサイクル率の低下や残渣率の上昇を招いている。

○当市では市民に、プラスチック製容器包装を市指定袋にて排出していただきており、収集後、中間処理施設で破袋し、手選別作業を行っている。プラスチック製容器包装の排出に使用されている市指定袋は、当市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条において、ポリエチレン製のもの又は燃焼後有害ガスを発生せず、環境に有益な機能がポリエチレン製のものと同等以上であると認められるものと規定している。市指定袋はプラスチック製容器包装の品質と酷似しており、プラスチック製容器包装に混入しても危険は伴わないものと考えている。仮にプラスチック製容器包装に市指定袋の混入が認められるのであれば、手選別ラインにおいて、危険な異物の除去に重点を置くことができ、火災事故の発生防止に繋がるのではないかと考えている。

○プラスチック製容器包装の引き取り基準において、異物とされている指定収集袋及び市販のごみ袋について、プラスチック製容器包装と同一素材であれば異物とみなさないようにする旨、市長会から要望がある。

○当市においても、回収する際の市指定袋のビニール袋はリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製であるが、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「混入していないこと」と規定されているため、委託業者が破袋して手選別で回収し、焼却処分をしている。当市としても、使用している市指定のビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できることを要望する。

各府省からの第1次回答

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律であり、ご指摘のプラスチック製容器包装を回収する際に使用している収集袋は同法律の対象なりません。

平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」や平成31年3月に行ったプラスチック資源循環戦略の在り方についての中央環境審議会の答申を受けて、令和元年5月に策定したプラスチック資源循環戦略を踏まえ、必要な検討を行う予定です。

具体的には、「プラスチック資源循環戦略」の具体化に向けて、令和2年5月に経済産業省・環境省が合同審議会を立ち上げ、検討を実施しております。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和2年7月21日開催の合同会議にて、プラスチック製容器包装・製品をまとめてリサイクルすること等について、今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性が示されたことは承知している。

プラスチック製容器包装を回収する際に市町村が直接又は間接的に使用しているビニール袋についても、容器包装とまとめてリサイクルが可能となるよう環境整備がなされるという認識で良いか。また、検討の具体的なスケジュールをお示しいただき、当該ビニール袋については、市町村に義務付けられている分別収集するために必要な資材と解することができるよう、引き取り品質ガイドライン改正する等の措置を速やかに講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【沼津市】

プラスチック資源循環戦略の具体化に向けて検討する中で、家庭から排出されるプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収し、リサイクルする仕組みの導入に向けて検討が行われているとの報道がありました。プラスチック製容器包装・製品を一括回収することになった場合も、本市で既に導入済のポリエチレン製指定ごみ袋により収集することになるのではないかと考えられます。指定袋はプラスチックの回収段階において欠かすことのできないものであり、プラスチック資源循環の実現に重要な役割を果たすものであります。素材もプラスチック製容器包装・製品と相違は無いことから、これらと一括してリサイクルする仕組みが実現されるよう期待しています。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

令和2年9月1日に中央環境審議会・産業構造審議会合同会合でとりまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」では、プラスチック製容器包装と製品をまとめてリサイクルすることが可能となる環境を整備することとされています。引き続き、本基本的方向性に沿って具体的な施策を審議し、今年度内に最終成案が得られるよう、検討を進めることとしています。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(2)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)

プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：環境省)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	74	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
------	----	------	--------------	------	------

提案事項(事項名)

事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上

提案団体

福岡県、青森県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的な内容

・国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化

具体的な支障事例

○特定資産等に係る判断が難しく法令やマニュアルが抽象的である結果、事業者にとって、下記のデメリットが生じている。

① 事業者の顧問税理士や会計士が特定資産の基準や事業実態の有無に対する判断に迷い、県へ問い合わせてくる。事業者は県からの回答がないと、手続きができない。

(例:倒産防止共済の掛け金は特定資産に該当するのか、関連会社への物品販売は事業実態があるとされるのか、など)

② ①の問い合わせ時に、回答困難のときは、県から国に問い合わせをする必要があり、国の回答ができるまで、手続きができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

審査時間の短縮及び手続きの簡素化が図られ、事業者の利便性が向上する。

根拠法令等

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、滋賀県、大阪府、香川県、高知県

○当県においても、特定資産等その他事業承継税制に係る判断が難しい案件については、案件ごとに国へ問い合わせているところであるが、国からの回答があるまでは、事業者への回答や県での審査が滞ってしまっている。現在の法令やマニュアルでは、記載が抽象的で判断できない部分が多いため、事業者だけでなく当県事務担当者も対応に苦慮している。今回提案されている事業者向けに公表するQ&A集に加え、事務担当者向けについても、過去の問い合わせ等があった個別具体的な内容を項目別に整理したQ&A集等についても検討してほしい。

○法解釈もさることながら、例えば、事業実態要件では、手続きが簡素化されてきたものの、認定の際は3期分の決算書に加え、3年分の伝票類の提出が必要で、提出書類の量が増えているので、知事の裁量を広げ、ある

程度変更できるようにしてほしい。また、提出期限も、税務署よりも、円滑化法の方が厳格と言ったケースが見受けられる。特に、県では事前に把握しにくい切替確認について、5年が経過し、一旦県の手から離れた後も、相続が発生すれば県の手続きが必要となるなど、企業が手続きを失念するリスクが極めて高いので、例えば、知事権限で期限後の手続きも認めるようにするなど、もう少し裁量を広げていただきたい。

○法令やマニュアルが詳細ではなく、また、記載例のない様式もあるため、事業者にとって下記のデメリットが生じている。事業者の問い合わせに対し、回答が困難な場合は、都道府県から国に問い合わせるが、認定申請や年次報告は都道府県や税務署への提出期限もあるため、国からの回答が得られず手続きが遅れると、納税猶予を受けられない可能性がある。また、公表されている審査基準が詳細でないが故に、事業者にとって認定可否の予見可能性が十分でなく、経営上とり得るべき方法の実施を妨げている。(例:株式交換、吸収合併などの組織再編、金融支援等は、法令等での要件の確認や記載方法が煩雑で、検討していても、認定されるか不透明なため実施に踏み切れない等)

○当県においても、税理士からの事前相談に対し、中小企業庁のマニュアルを案内するが、内容が分かりにくいとの声があり、問い合わせを受けた県としても、参考となる事例集や法解釈がないため、都度国へ問い合わせることとなるため、事業者側の負担が大きくなっている状況にある。

各府省からの第1次回答

頂いた御意見については、提示された支障事例を踏まえ、他の都道府県の意見も確認した上で検討してまいりたい。

なお、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定要件の一つである資産保有型会社及び資産運用型会社非該当要件(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「経営承継円滑化法施行規則」という。)第6条第1項第7号ロ・ハ等)については、円滑な事業承継を通じた地域経済の活力維持と雇用の確保という事業承継税制の政策目的を踏まえ、事業実態が乏しく単に資産を管理している会社を経済産業大臣(事務については「都道府県知事」に委任。)の認定の対象外とするために設けられているものである。加えて、相続を見越して個人財産を出資して会社を設立し、死亡後に当該会社の株式等を相続することにより事業承継税制の適用を受けようとする租税回避行為を防止するための要件でもある。当該会社が資産保有型会社等に該当するか否かは、当該会社の総資産に占める特定資産の割合で判定等を行うが、当該特定資産は経営承継円滑化法施行規則第1条第15項で定義をされ、経営承継円滑化法申請マニュアルにおいて、特定資産に該当する資産の例示や一般的な解釈等を明示している。ご提案の事業者向けに特定資産の該当性について明確化することは、制度趣旨を逸脱した租税回避行為に利用されること等が懸念されることから、慎重になるべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案に対して、ご検討いただくとのご回答であるが、都道府県向けとして、過去に国に対し、事業者や自治体から問合せがあった個別具体的な内容を整理したQ&A集を共有するなど、法令解釈を明確化するための措置を早急に講じていただくようお願いしたい。

その効果として、①事業者が問い合わせをしてきたときに、都道府県から国まで問い合わせをするケースを減らし、事業者への回答時間を短縮すること(事業者の利便性の向上)、②同一条件事業者に対し、都道府県により判断が異なる事態が生じることを防げること(事業者間での公平性の確保)、が考えられる。

業者向けには、ご懸念されている租税回避行為の問題があると思うので、上記都道府県向けQ&A集から事業者にも共有できる内容を既存のマニュアルに盛り込んでいただくようお願いしたい。

その効果として、①事業者が県へ問い合わせることなく判断できる頻度が増え、事業者が手続きを進めやすくなること、②事業者にとって、認定可否の可能性が現在よりもわかりやすくなり、経営上とるべき判断がしやすくなること(税制活用の促進)、があげられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高知県】

経営承継円滑化マニュアルの記載は抽象的であることから、法解釈等に素養を有する有資格者の税理士や会計士向けのQ&Aを示すことも検討されたい。

地方六団体からの意見

一

各府省からの第2次回答

頂いた御意見について、円滑化法認定を全国で最も行っている3都道府県(当該3都道府県で全体の3割以上認定)の担当者にヒアリングをしたところ以下のような回答をいただいた。

- ・事業承継税制関係については多くの質問をいただくが、税理士を含めマニュアルに記載されている事項の質問が多い。
 - ・このため、税理士等から質問があった場合には、まずはマニュアルを確認いただくようにお願いしている。
 - ・資産管理会社の判定については、事業実態要件を充足する場合には、事業実態要件を前提に申請をしていただくようにお願いをしている。
 - ・特定資産の判定について個別具体的なものについては、マニュアルや質疑応答集、経産局から得た回答で対応しているケースが多いが、これらで確認ができない場合や判断に迷うものは、一般的な事例とは言えず、判定を誤った場合は誤認定をするリスクも高いことから、経産局に確認をしている。
 - ・円滑化法認定については、様式の記載方法についての質問も多く、中小企業庁のHPに記載例がないものもあり、当該様式については独自で記載例等を作成しているものの、中小企業庁で記載例を充実していただけるとありがたい。これがあるだけでも、現場の負担は減るのではないか。
- 以上のヒアリングを踏まえ、頂いた御意見についての回答は以下のとおり。
- ・税理士等からの質問はマニュアルに記載があるもの又は誤解に基づくものが多くまずは税理士等への周知不足が考えられる。このため、引き続き税理士会等に協力をいただきながら制度の周知に努めてまいりたい。
 - ・また、経済産業局経由で中小企業庁へくる質問のうち、特定資産・事業実態要件に対する質問は少なく(8月の実績1件)、都道府県担当者及び経産局担当者でも回答ができないものは、汎用性のあるQ&Aには馴染まない。
 - ・むしろ、特定資産の判定等を誤った場合には、誤認定を行うリスクもあり、マニュアルや質疑応答集にある一般的な事例以外の例については、個別に照会いただくべきであると考える。
 - ・他方、都道府県担当者の事務負担軽減の観点から、この度のヒアリング時にご指摘をいただいた年次報告等の様式の記載例については、作成をする方向で検討してまいりたい。
 - ・加えて、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかつたが、例年2日間開催している都道府県担当者への研修について、この度のご要望を踏まえ充実してまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)

事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。

- ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。
- ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

102

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的な内容

中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告を廃止または簡素化すること

具体的な支障事例

中小企業経営承継円滑化法(以下、円滑化法)における法人版事業承継税制では、法人は事業承継税制の認定から5年間、年次報告書を毎年県に提出する必要があり、その報告書を確認する県の事務(ほぼ認定事務と同程度の事務量)は、認定の増加に伴い累増する制度となっている。

平成 29 年度の円滑化法における事業承継税制等の認定事務が国から都道府県に権限移譲された後、平成 30 年度から認定基準が緩和されたことにより、認定事務が大幅に増加し(本県では拡充前の 10 年間で8件、基準緩和後の2年間は 27 件)、認定後に発生する年次報告書の確認事務も大幅に増加している。この事務量の増加により、本来行うべき県独自の中小企業支援業務を十分な体制で行うことが困難となる等の支障を生じることとなった。

また、法人側においては、県および税務署の両方において5年間毎年、年次報告書(県)および継続届出書(税務署)を提出する必要があるため、認定後の法人側の事務が煩雑となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告の撤廃または簡素化を行うことにより、県の事務が効率化され、県独自の新たな中小企業支援が可能となる。

根拠法令等

中小企業経営承継円滑化法施行規則第 12 条第 31 項、租税特別措置法第 70 条の7第9項他

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、神奈川県、滋賀県、京都市、大阪府、山口県、香川県、高知県、大分県、宮崎県

○当県においても、平成 30 年の改正を機に事業承継税制に係る認定申請が年々増加傾向にあり、認定後5年間提出される年次報告の確認業務もかなりの事務量となっている。(2019 年度は全体で 111 件の提出があったが、2020 年度は現 170 件、2021 年度は 290 件が見込まれる。)このような現状の中、年次報告書の確認業務の軽減として、内容の簡素化や年次報告期間の縮小等について検討してほしい。

○年次報告に限らず、切替確認、臨時報告、取消申請など、円滑化法の認定後の手続きは、全て税務署だけにするなど、都道府県は最初の認定だけで終了するように見直していただきたい。特に、県では事前に把握しにく

い切替確認については、5年経過後、一旦、都道府県の手が離れた後も、相続が発生すれば都道府県の手続きが必要となり、企業が手続きを失念するリスクが極めて高いため、見直してほしい。

○年次報告は法人の代理として税理士が行っている場合が多く、5年間毎年報告を失念せずに行うことは税理士側の負担にもなっている。

地方自治体としては、事業承継ネットワークとの連携や地域の中小企業等の事業承継をサポートする独自の取組に注力していきたいと考えている。

○当団体の認定申請の件数は、拡充前の10年間で163件、基準緩和後の2年間で275件となっている。(平成30年度は84件、平成31年度は191件と前年度に比べ倍増している。)また、認定件数の増加により年次報告が累増し、令和2年度の年次報告の処理件数は200件を超える見込みである。特に贈与認定の年次報告は、事業者から税務署への提出期間が定められているため、一定の期間に報告が集中し、期限内に多くの事案を処理しなければならない。事案が増えることで税務署への提出の締切直前に確認書を交付することになり、事業者にとっても負担が大きい。

○当県においては、平成30年度の基準緩和により、現時点では認定件数が大幅に増加している状況にはないが、特例制度の期限近くになれば、駆け込み申請により事務が増えることも考えられるため、年次報告の廃止または簡素化は必要と考える。

各府省からの第1次回答

平成20年5月に成立した中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」という。)は、遺留分に関する民法の特例、事業承継時の金融支援、事業承継税制の対象となり得る中小企業者を経済産業大臣(事務については「都道府県知事」に委任。)が認定等することで、経営の承継を円滑化することを目的とする各種支援策の基礎となる法律である。一般的に中小企業は大企業に比して、市場の競争以外の要因によって廃業等に追い込まれるケースも多く、例えば先代経営者の死亡等に起因する経営の承継局面においては様々な課題が生じる。特に事業承継後5年間は経営基盤が脆弱で廃業等のリスクが高いことから、経営承継円滑化法では当該期間を、いわゆる事業継続期間(経営承継期間)とし、経済産業大臣の認定のもと、毎年事業の継続について確認(年次報告の確認)をすることとしており、当該確認は円滑な事業の承継及び継続に資するものである。なお、事業継続期間(経営承継期間)経過後は、経営が不安定な期間を脱し、その後は安定的な事業を継続していくことが推定されるため、経営承継円滑化法上は経済産業大臣への報告は不要としている。また、年次報告等の手続簡素化については、平成25年度税制改正で「年次報告及び継続届出時に、それぞれ同様の必要書類を提出しなければならないことへの見直し要望」が強かつたことを踏まえ、税務署への提出書類のうち、経済産業大臣への提出書類と重複するものについては、原則として税務署への提出を要しないこととし、提出書類を大幅に簡素化している。令和元年度税制改正では、贈与税の納税猶予適用後、先代経営者の相続が開始し、切替確認を受ける場合には、経済産業大臣への臨時報告を不要とする手続きの簡素化を行っている。さらに、令和2年度税制改正では、税務署へ提出する継続届出書等には、貸借対照表及び損益計算書の添付を要しないといった添付書類の簡素化を行っている。これまで手続簡素化に関し、上記のような見直しを行っているが、今後の見直し等についても、通常の税制改正プロセスで処理されるものと承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

いただいたご回答は、事業者に係る継続届出や臨時報告の簡素化に触れているが、今回、提案している平成30年度の改正に伴い増大している年次報告の都道府県の確認事務について、簡素化や廃止につながる内容にはなっておらず、現在、生じている都道府県の支障を解決する内容にはなっていないため、引き続き、地方分権改革の観点から、議論をお願いしたい。

なお、「事業承継後5年間は経営基盤が脆弱で廃業等のリスクが高いことから、…毎年事業の継続について確認」とのことであるが、①認定申請する多くの法人は、資産超過など、株式の評価額の高い企業であり、経営基盤が脆弱とは必ずしも言えないこと、②法人より経営基盤が安定しているとは言い難い個人事業者は、経営承継円滑化法上、年次報告の確認を求められていないことから、年次報告の確認事務について、見直しの余地があると考える。

また、年次報告と継続届出の重複書類の見直しのご対応をいただいているところであるが、特定資産の帳簿価額および運用収入など重複した記載や、定款の写しおよび株主名簿など重複した添付書類があり、さらなる簡素化の余地があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山口県】

平成30年度の改正を機に事業承継税制の認定申請が年々増加していることに伴い、地方自治体における年次報告の確認に係る業務量が大幅に増加していることは、新たに発生している課題である。

これまでの簡素化は当該課題に対する解決に直結しておらず、課題解決に向けた見直しにつき、検討をお願いしたい。

【大阪府】

国は、更なる負担軽減について取り組んで頂くとともに、都道府県の事務負担増加に対する交付税措置について検討頂きたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

経営承継円滑化法は、中小企業者を経済産業大臣が認定等することで経営の承継を円滑化すること目的とする法律であり、事業承継税制については地域経済の活力を維持し雇用を確保する観点から講じられているものである。一般的に中小企業は大企業に比して市場の競争以外の要因によって廃業等に追い込まれるケースが多く、例えば先代経営者の死亡等に起因する経営の承継局面においては様々な課題が生じる。これは多くの中小企業が株主自身が経営者となって所有と経営が一体となった上で企業を発展させているとともに、経営者が私有財産を会社のために提供し、金融機関への信用力や取引先との信頼関係に大きな影響を与えていているという実態が存在していることによるものである。また、事業承継は後継者にとって第二創業の起点とも考えられ、事業承継後5年間は後継者の信用力が弱く経営状況は不安定になるケースが存在する。特に財産評価基本通達における評価額が高い中小企業は一般的に多くの雇用を抱え、地域経済の活力維持に寄与しており、仮に当該中小企業が廃業等した場合には地域経済や雇用に与える影響は大きい。このため、経営承継円滑化法では事業承継後5年間を経営承継期間とし、大臣の認定のもと、毎年事業の継続について確認をすることとしており、当該確認は円滑な事業の承継及び継続に資するものである。したがって、年次報告は事業承継税制の根幹に関わるものであり、手続簡素化とは性質の異なるものであると承知している。

他方、手続簡素化については、平成25年度税制改正で「年次報告及び継続届出時に同様の必要書類を提出しなければならないことへの見直し要望」が強かったことを踏まえ、税務署への提出書類のうち、年次報告と重複するものについては、原則税務署への提出を要しないこととし、提出書類を大幅に簡素化した。令和元年度では、切替確認を受ける場合には、経済産業大臣への臨時報告を不要とし、令和2年度では、税務署へ提出する継続届出書等には、財務諸表の添付を要しないといった添付書類の簡素化を行っている。これら手続簡素化に関する見直しについては、引き続き中小企業の御意見を伺いながら、通常の税制改正プロセスを経て処理されるものと承知している。

なお、都道府県担当者の負担を減らす観点から以下の点を検討してまいりたい。

- ・年次報告の様式の記載例について作成
- ・研修により各都道府県のノウハウ等を共有

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【経済産業省】

(3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)

事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。

- ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。
- ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。